

千葉県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業実施要綱

（目的）

第1 発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うことを目的とする。

（実施主体）

第2 この事業の実施主体は、千葉県（以下「県」という。）とする。

（事業内容）

第3 この要綱に基づき、県は、以下の事業を実施する。

1 内容

疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関（救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、地域小児科センター）の院内感染を防止するために必要な設備整備等を支援する。

2 対象医療機関

疑い患者を診療した実績がある救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関

（医療機関の責務）

第4 本事業を実施する医療機関は、救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れること。ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、受入れ医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく、他院への転院搬送を行っても構わない。

(実施期間)

第5 第3に掲げる事業の実施期間は、令和5年4月1日から令和5年9月30日までとする。

(その他)

第6 補助金の額、補助対象とする経費、基準額、その他補助金の算定に必要な事項、手続き等については、別に定める。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。